

In depth

A look at current financial reporting issues

pwc

No. US2017-24
September 26, 2017

US GAAPとIFRSの新しい信用減損モデルの対比

ASC326「金融商品：信用損失」とIFRS第9号「金融商品」の 要求事項の比較

目次

背景.....	1
概要.....	1
主要な比較領域.....	2
範囲.....	2
償却原価で測定される 資産に対する一般的 モデル.....	4
予想信用損失の測定.....	5
金利の認識パターン.....	15
FVOCIで測定される 売却可能資産.....	16
「信用悪化が生じた状態で 購入した金融資産」vs. 「購入または組成した 信用減損金融資産」....	18
リース債権.....	19
表示および開示.....	20
発効日および移行措置....	21

要点

信用減損の会計処理に関する新しいガイダンスは、米国会計基準(US GAAP)および国際財務報告基準(IFRS)のどちらの基準においても「発生」損失モデルから「予想」損失モデルへと移行しましたが、両基準のコンバージェンスは達成されていません。両基準における主要な相違は、US GAAP では償却原価で測定される金融商品の全期間の予想信用損失を当初に認識する一方、IFRS 第9号では、通常、全期間の予想信用損失の一部のみを当初に認識する点です。その後、信用リスクの著しい増大があれば全期間の信用損失を認識します。

両基準の間にはそれ以外にも多くの相違点が存在しています。企業が適用のための作業やモデリングによるアプローチの開発を継続し、規制当局が利害関係者の質問への回答を行うにつれて、他の相違点も明らかになる可能性があります。

背景

金融危機の余波の中で、世界の会計基準設定主体は、金融商品の会計処理に対処するために単一で高品質な国際基準を策定するという目標に向けた取り組みが求められました。当初提案されたコンバージェンスされた減損モデルは、信用リスクの著しい悪化が生じてから「全期間」の予想信用損失(ECL)の全額を認識するというものでした。しかし、米国関係者のフィードバックに基づき、米国財務会計基準審議会(FASB)はこのアプローチを却下し、「全期間」の予想信用損失を当初に即時認識することを要求する現在予想信用損失(CECL)モデルを導入する決定を行いました。

概要

減損に関する基準のコンバージェンスは達成されていませんが、両基準とも現行ガイダンスの発生損失アプローチとは異なる、予想信用損失アプローチを採用しています。そのため、信用減損損失の認識の閾値(US GAAPの「損失が発生している可能性が非常に高い(probable)」、IFRSの「減損の客観的な証拠」)は削除されました。

両基準の下で、償却原価で測定される金融資産の信用損失は、引当金勘定を設定を通じて計上されることとなります。この引当金は、関連する金融資産の償却原価ベースからの控除として、または(ローン・コミットメントおよび保証など貸借対照表に計上されない(オフバランスの)信用エクスポージャーの場合は)独立した負債として表示されることとなります。

両モデルの下で、引当金は、償却原価で測定される金融資産および貸借対照表に計上されない(オフバランス)のコミットメントの当初認識時に認識されます。特定の限定的な例外を除けば、この引当金は、当期の純損益に費用として計上されます。これは、両フレームワークの下で、償却原価で測定される大部分の金融資産について、「初日 (day 1) の信用損失」が認識されることを意味します。しかし、2 つの会計基準の下では、通常、この当初の信用損失の金額が異なります。FASB のモデルは、初日 (day 1) に「全期間」の予想信用損失の当初認識を要求しています。一方、国際会計基準審議会 (IASB) のモデルは 3 ステージのアプローチを採用しており、通常、初日 (day 1) に全期間の ECL の一部分のみ (すなわち、「12 か月の予想信用損失」) を認識します。IASB のモデルでは、信用リスクの著しい増大 (SICR) が存在する場合にのみ全期間の ECL を計上します。ただし、営業債権、契約資産およびリース債権に許容 (または一部の状況で要求) されている単純化したアプローチがあり、その説明は営業債権のセクションをご参照ください。

PwC の見解

本 In depth は、2 つの基準の下での金融商品の減損の会計処理のすべての側面を扱っているわけではありません。読者には、各フレームワークの下での会計ガイダンスをそれぞれ熟読することをお勧めします。新しい US GAAP の減損基準の概要については、[In depth US2016-07「FASB の新たな金融商品減損モデル—会計処理および開示に関する検討事項」](#)をご参照ください。また、IFRS 基準については、[In depth INT2014-06「IFRS 第 9 号: 予想信用損失」](#)をご参照ください。それぞれのフレームワークの下での会計処理の要求事項の詳細は、PwC 会計ガイド「[Loans and Investment](#)」(US GAAP) および PwC の Manual of Accounting (IFRS マニュアル) (IFRS) に記載されています。

主要な比較領域

本 In depth は、US GAAP における信用損失基準(会計基準コード化体系(ASC)326) および IFRS 第 9 号における IFRS の減損に関する要求事項の間の主要な類似点および相違点を説明しています。企業が適用のための作業やモデリングによるアプローチの開発を継続し、規制当局がその見解を示すにつれて追加的な相違点が明らかになる可能性があります。したがって、追加的な相違点が生じているかどうかを確かめるために、それぞれの基準の適用活動を注視することが有益でしょう。

範囲

IFRS 第 9 号は、IFRS の下での金融商品に関する一般基準です。IFRS 第 9 号は、分類と測定、ヘッジ会計、認識の中止および金融商品の会計処理に関連するその他の領域を扱っています。これに対し、US GAAP の ASC326 は信用損失のみを取り扱っている基準です。IFRS 第 9 号の減損の要求事項が適用される金融商品の範囲は、ASC326 の適用対象となっている金融商品の範囲に類似しています。両基準とも、償却原価で測定される金融資産、およびローン・コミットメントや保証等の貸借対照表上に計上されない(オフバランス)の信用エクスポージャーに適用されます。また両基準とも、資本性金融商品に対する投資、または純損益を通じて公正価値で測定される金融資産には適用されません。その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品は、IFRS 第 9 号のその他の金融商品と同じ一般減損モデルの適用対象です(ただし軽微な修正はあり)。一方、US GAAP の下での売却可能金融商品(AFS)は、CECL モデルの適用対象ではありません(下記の AFS のセクションを参照)。

US GAAP

IFRS

CECL モデルは、以下を含む償却原価で測定される金融資産、および特定の貸借対照表に計上されない(オフバランスの)信用エクスポージャーに適用されます。

- 償却原価で計上される貸付金
- 満期保有 (HTM) の負債性証券 (社債、不動産担保証券、地方債およびその他の確定利付証券を含む)
- 解約不能ローン・コミットメント (信用枠を含む) で純損益を通じて公正価値で会計処理されないもの
- ASC460「保証」に基づいて会計処理される金融保証で純損益を通じて公正価値で会計処理されないもの
- 正味リース投資
- 営業債権および再保険債権
- ASC606 に基づいて認識される契約資産に係る信用損失
- 信用悪化が生じた状態で購入した金融資産で償却原価で測定されるもの (特定の当初測定に関する規定あり)

CECL モデルとは別の信用損失モデルが、売却可能に分類された負債性証券に適用されます。

IFRS 第 9 号の減損モデルは、以下に適用されます。

- 償却原価で測定される負債性金融商品に対する投資
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定される (FVOCI) 負債性金融商品に対する投資
- すべてのローン・コミットメントのうち純損益を通じて公正価値で測定されないもの
- IFRS 第 9 号が適用される金融保証契約で純損益を通じて公正価値で会計処理されないもの
- 国際会計基準 (IAS) 第 17 号「リース」または、IFRS 第 16 号 (IAS 第 17 号を置き換えた場合) の適用範囲に含まれるリース債権
- IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用範囲に含まれる営業債権および契約資産

特定の測定に関する規定が、信用悪化が生じた状態で購入または組成された金融資産に適用されます。

受益者持分は、信託またはその他の事業体が受け取っている特定のキャッシュ・インフローの、全部または一部を受け取る権利であり、優先、劣後、または残余持分があります。US GAAP には、一部の受益者持分について特定の減損規定があります。IFRS は、「受益者持分 (beneficial interest)」という用語を使用しておらず、特定の減損ガイダンスも提供していません。これらの金融商品の一部は、IFRS では、純損益を通じて公正価値で測定することが要求される可能性があり、その場合には、IFRS 第 9 号の減損ガイダンスの適用範囲には含まれません。

PwC の見解

2つの減損モデルの適用範囲に含まれる金融商品の種類は概ね同じですが、関連する分類要件の差異に起因して、特定の金融商品について差異が生じる可能性があります。例えば、その他の包括利益を通じて公正価値 (FVOCI) で金融商品を測定する要件には差異があります。同様に、公正価値オプションを選択する金融商品は新しい減損ガイダンスの適用から除外されますが、公正価値オプションの選択を認める要件には差異があります。

両基準の適用範囲には明白な差異もあります。しかし、その差異は、主に次の特定の領域に限られています。

- 共通支配下の企業間の貸付金および債権は、CECL モデルの範囲に含まれませんが、貸手の個別財務諸表においては IFRS 第 9 号が適用されます。
- 再保険の債権は IFRS 第 9 号の範囲に含まれませんが、信用リスクに関連する予想損失の測定の目的上、ASC326 の範囲に含まれます。契約カバーの係争または契約以外の他の問題による予想損失は、いずれの基準の適用範囲にも含まれません。

以下のセクションのうち US GAAP に関する記述は、償却原価で測定される資産に対する一般的な CECL モデルを扱っています。AFS 資産および OCI を通じて公正価値で測定される金融商品に対する要求事項との比較については、16 ページをご参照ください。

償却原価で測定される資産に対する一般的モデル

両基準は、償却原価で測定する資産に予想信用損失アプローチを採用しています。これは、現行のガイダンスで要求されている発生損失アプローチからの変更となります。そのため、両基準の下で、「初日 (day 1) の信用損失」が、償却原価で測定される大部分の金融資産について認識されます。しかし、損失の金額は通常、2つの基準の間で異なります。

IFRS 第 9 号には、当初認識後の金融商品の信用の質の変化に基づく減損の 3 ステージモデルがあります。金融資産の当初認識時に、IFRS 適用企業は通常、12 か月の ECL (すなわち、報告日後 12 か月以内に発生する可能性のある債務不履行事象に起因して生じる予想信用損失。これは 12 か月の期間にわたるキャッシュの予想回収不足額ではなく、今後 12 か月の間に債務不履行が発生する確率を加重した資産の信用損失の全額) を計上します。その後、IFRS 適用企業は、信用リスクの著しい増大 (SICR) が生じているか否かを継続的に評価することが要求されます。そのような著しい増大が生じた場合、全期間の ECL が引当計上されます。US GAAP では、全期間の ECL が初日 (day 1) に認識されます。US GAAP の測定方法は、金融資産の存続期間を通じて変わりません。

US GAAP における全期間の ECL を認識する要求事項を考慮すると、当初認識時に計上される引当金はより大きくなると見込まれます。IFRS では、引当金および初日 (day 1) の損失はより小さくなりますが、代わりに追加的な複雑性が生じることとなります。IFRS を適用する財務諸表作成者は、当初認識後に信用リスクの著しい増大が生じた具体的な時点を特定する必要があります。

IFRS には、営業債権、契約資産、およびリース債権について US GAAP との比較を容易にする方法 (すなわち、当初認識時に全期間の ECL を認識する方法) で測定することを可能にする (または一部の資産については要求する)、単純化したアプローチが含まれています。しかし、単純化したアプローチは、それ以外の資産 (貸付金または負債性証券等) には適用することはできません。

信用損失の概念は、2つのフレームワークの下では類似していますが、IFRSは、US GAAPが示していない信用損失の算定に関する特定のガイダンスを提供しています。

US GAAP

一般的な CECL モデルの適用範囲に含まれる金融商品について、全期間の予想信用損失は、金融商品の当初認識時に貸倒引当金として計上されます。

貸倒引当金は、回収が見込まれる純額を表示するため金融資産の償却原価から控除される評価勘定です。

各報告期間に、ECL の見積りの変動は通常、純損益を通じて信用費用または信用費用の戻入れとして認識されます。

IFRS

当初認識時に、報告日から12か月以内に発生する可能性がある債務不履行事象によって生じる ECL のみを計上します(「ステージ 1」)。これは、全期間の ECL の一部となります。全期間の予想信用損失は、事後的に資産の信用リスクの著しい増大が生じた場合にのみ、計上されます(「ステージ 2」)。減損の客観的な証拠が生じた場合(「ステージ 3」)、全期間の ECL の認識は継続しますが、金利収益は正味の帳簿価額(すなわち、信用引当金を控除後の償却原価)について算定されます。

「信用損失」は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額を、当初の実効金利(EIR)で割引いたものと定義されています。

各報告期間に、損失引当金の見積りが調整され、その変動は純損益において減損の利得または損失として認識されます。

IFRS のモデルには、営業債権、契約資産およびリース債権に関する実務上の単純化がいくつか含まれています。15 ページおよび 19 ページをご参照ください。

PwC の見解

よくある質問として、US GAAP の CECL モデルに基づく予想信用損失と IFRS の下での全期間の信用損失(すなわち、ステージ 2 およびステージ 3)は同じになるかというのがあります。本 In depth で説明されている差異の多くは、統合的な会計方針の選択を行うことによって解消される可能性があります(例えば、US GAAP の下での DCF アプローチの選択)。その他の差異の解消はさらに難しい可能性があります(例えば、個人向けのクレジットカードの引当金の測定に関連する差異)。したがって、ECL が US GAAP と IFRS の下で同じかどうかは、事実および状況によって異なります。

予想信用損失の測定—一般的モデル

両基準には、予想信用損失を予測する際に考慮しなければならない要素と方法に関するガイダンスが含まれています。両基準は、過去および現在の情報ならびに将来の状況に関する合理的で裏付け可能な予測を考慮するよう企業に求めています。両基準ともに、発生の確率が低い場合であっても、測定に損失の発生確率を反映させることを要求しています。両基準の下で、信用リスクは原則として契約期間に限定されず(ただし、例えば、不良債権の再編成を除きます)。しかし、IFRS は、特定の金融商品(個人向けのクレジットカードおよび同様のリボルビング信用枠)について、この期間を企業が信用リスクに晒されている期間まで延長しています。これらの類似点と相違点について、以下に詳しく説明します。

ECL および貨幣の時間価値の測定方法

いずれのフレームワークも、予想信用損失引当金について特定の測定方法を使用することは要求していません。しかし、IFRS の信用損失の定義では、引当金の測定に貨幣の時間価値を考慮することを明示的に要求しています。FASB は、信用損失の見積りに貨幣の時間価値の影響を含める方法を認めています、これは強制ではありません。したがって CECL モデルは、IFRS 第 9 号よりも償却原価の資産の予想信用損失の測定において柔軟性を認めています。これにより、SICR が生じている金融商品であっても、異なる信用損失測定が生じる可能性があります。

US GAAP

ガイダンスは、貸付金に対する貸倒引当金を金融資産の償却原価に基づいて算定することを要求しています。これには、すべてのプレミアム、ディスカウントおよびその他の修正が含まれます。DCF など ECL の見積りに使用するいくつかのアプローチは、すでに、償却原価に含まれているプレミアムやディスカウントを考慮することを要求しています。DEF 法を使用する場合、予想キャッシュ・フローは、金融資産の EIR で割引かれます。

また、損失率アプローチを使用することもできます。過去の損失率が金融資産の償却原価に基づいていない(が、額面価額に基づいている)場合、プレミアムやディスカウントなどを織り込むために修正を行う必要があります。

IFRS

ECL の測定には、貨幣の時間価値を反映しなければなりません。企業は、ECL を算定するために、当初認識時に決定した EIR、またはその近似値で、受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローを割り引かなければなりません。

「損失率」アプローチを使用する場合、貨幣の時間価値を考慮する必要があります。そのため、キャッシュの不足分は、現在価値ベースの信用損失を算定するために、実効金利を用いて割り引かなければなりません。プレミアムやディスカウントも考慮します。

見積りを行うために要求される情報およびシナリオ

両基準に基づく予想信用損失の見積りでは、過去の情報(過去事象)、現在の状態に関する情報、および将来事象や経済状況に関する合理的で裏付け可能な予測、ならびに期限前償還の見積りを考慮しなければなりません。両基準ともに、予測や将来予測的な情報を描写するために「合理的で裏付け可能」という文言を使用していますが、両基準は、この文言が厳密に何を意味するのかについて定義していません。

この領域における差異は、各国の法的な要求事項が異なることから生じる可能性があります。例えば、両フレームワークは、企業が過度なコストまたは労力をかけずに入手可能な情報を使用することが要求されることを強調しています。何が「過度のコストまたは労力」かは、解釈の問題になります。各地域の規制当局に関する経験によって、この評価が影響を受ける可能性があります。

考慮が求められる将来予測的なシナリオの数は、モデルによって異なります。US GAAP の CECL モデルでは、単一の将来予測的なシナリオの使用が認められます。IFRS の下では、複数の経済シナリオとそれぞれに関連する信用損失の間に非線形の関係が存在する場合には、単一のシナリオの使用は認められません。例えば、住宅担保ローン資産のポートフォリオの ECL を測定する場合に、住宅価格の下落と信用損失の増大の間に非線形の関係が存在する場合はこれに該当します。この場合、不動産価格が ECL に与える影響を適切に反映するため、IFRS は、複数のシナリオの使用を要求することがあります。複数の将来予測的なシナリオの使用は、US GAAP の下でも ECL を測定するための適切なアプローチとなるかもしれませんが、それを行わなければならないとする明示的な要求事項はありません。

US GAAP

基準には、予想信用損失を測定する場合に複数の将来予測的なシナリオを検討すべき明示的な要求事項は存在しません。しかし、使用するシナリオは、予想信用損失を適切に表示するために慎重に選択したものでなければなりません。

IFRS

IFRS の金融商品の減損に関する移行リソースグループは、生じうる複数の将来予測的な経済シナリオとそれぞれに関連する信用損失の間に非線形の関係がある場合、単一の将来予測的なシナリオではIFRS 第 9 号の目的を完全には満たさないことに留意しました。このような状況では、複数の将来予測的なシナリオを使用し、それぞれのシナリオは、生じうる結果の一定の幅を代表するものでなければなりません。

集成的評価と個別評価

2つの基準は、債務不履行の発生可能性が低い場合であってもECLの測定に反映させるための、異なるアプローチを有しています。US GAAP は、可能な場合には「プール」(または、ポートフォリオ)によるアプローチを要求している一方、IFRS は確率加重の測定を要求しています。しかし、現在は CECL モデルの導入初期段階であるため、この相違が実務に与える影響はまだ明確ではありません。

両フレームワークの下では、共通/類似するリスク特性に基づいて金融商品のグルーピングが行われます。

US GAAP

CECL を見積もる場合、報告企業は、金融商品が類似のリスク特性を有している場合には「プール」ベースで ECL を算定することが要求されます。

金融商品が類似のリスク特性を共有しない場合には、ECL を個別に算定しますが、類似の資産グループに基づく、内部または外部の予想損失の仮定に基づく損失リスクをその算定の中に織り込まなければなりません。

企業の ECL の見積りには、予想信用損失のリスクの発生の可能性がほとんどない場合であっても、当該信用損失の測定を含めなければなりません。

IFRS

IFRS 第 9 号は、予想信用損失の測定において確率加重された金額の算定を要求しています。そのため、企業は、発生の可能性が非常に低い場合であっても信用損失が発生する可能性を考慮する必要があります。

個別に全期間の ECL を測定するための合理的で裏付け可能な情報が、過度なコストや労力をかけなければ入手できない場合、ECL は集成的に認識する必要があります。金融商品は、共通の信用リスク特性に基づいてグループ分けされます。

PwC の見解

両基準は、類似のリスク特性に基づくプール分けを規定しています。また、共通のリスク特性に関する両基準の例示は似ていますが、使用するモデリング技法が異なるため、プール分けのアプローチに差異が生じる可能性があります。PwC は通常、プールの構成を決定するためのリスク特性の評価は、ECL 測定モデルへのインプット(例えば、信用リスクの格付け、商品の種類、および地理的所在地)から導かれると考えています。

信用リスクの見積期間

両基準の下で、資産の信用リスクは、(一部例外はありますが)契約期間に限定されます。(借手が一方的に行使できる)借手が保有する期限前償還および延長オプションは、両フレームワークの下で考慮されます。

特定の金融商品(個人向けのクレジットカードおよび類似のリボルビング信用枠)について、IFRS 適用企業は、企業が信用損失に晒されている期間の予想信用損失を測定しなければならず、その期間は最大契約期間よりも長くなる可能性があります。例えば、クレジットカードの信用枠は、契約に基づき、1日程度の通知をもって貸手から解約できます。実務上は、貸手は、借手の信用リスクが増大した後にのみ信用枠を解約することができ、このタイミングでは、予想信用損失全体のうち一部を回収できなくなる可能性があります。このような場合、IFRS は、信用損失に晒されている、潜在的な、より長い期間について信用損失を見積ることを要求しています。このことが 2 つのフレームワークの測定値に差異をもたらすと見込まれます。発行者がコミットメントを無条件に解約できる場合、US GAAP 適用の報告企業は ECL を認識する必要がないためです。この差異が重要な影響を与えると見込まれる領域として、個人向けのクレジットカードの ECL 測定があります。

US GAAP

CECL モデルは、エクスポージャー(またはエクスポージャーのプール)の存続期間にわたる信用損失の見積りを要求しています。測定には、期限前償却の見積額を考慮することが含まれますが、延長および更新の見込みについては除外します(ただし、TDR が合理的に見込まれる場合、または借手がこれらのオプションを一方的に行使できる場合はこの限りではありません)。

貸借対照表に計上されない(オフバランスの)信用エクスポージャーについて、予想信用損失は、契約期間にわたって見積もられます。これは、信用を拡大する現在の契約上の義務を発行企業が無条件に解約できない場合は、当該契約上の義務によって企業が信用リスクに晒されている期間となります。発行企業が無条件に(すなわち、一方的かつ取消不能で)ローン・コミットメントを解約できる場合、コミットメントの未融資部分について予想信用損失の見積りは要求されません。

IFRS

予想信用損失を測定する場合に考慮すべき最長期間は、最大契約期間です(借手が一方的に行使できる借手が有している延長オプションを含む)。この測定の中では、期限前償還の見積額についても、考慮しなければなりません。

ただし、ECL の測定で考慮すべき期間に関する特定のガイダンスが、貸付金およびコミットメントの未融資部分など、特定の金融商品に適用されます。企業の契約上の権利として期限前償還を要求できる、または、未融資コミットメントを契約解除できることが、信用損失に対するエクスポージャーを契約上の通知期間に限定しない場合には、企業が信用損失に晒されており、信用リスク管理活動によって予想信用損失が低減されないであろう期間にわたり、予想信用損失を測定します。この期間は、契約上の通知期間よりも長くなる可能性があります。

条件変更、条件変更の見込み、および再編成

2つのフレームワークには、貸付金の条件変更や再編成の会計処理について異なるモデルがあります。

US GAAP の下で債権の再編成が特定の要件を満たす場合、不良債権の再編成(TDR)とみなされます。ASC326 は、予想信用損失を予測する目的上、金融資産の予想存続期間を決定する際に、実行する合理的な見込みのある TDR を考慮することを報告企業に要求しています。FASB は最近、ASC326 の TDR を実行する「合理的な見込み」があるという概念は、プールやポートフォリオ・レベルではなく、個別の貸付金レベルで適用しなければならないことを明確にしました。

TDR は、以下を含む様々な形で信用損失引当金に影響を与えます(しかし、以下に限定されません)。

- 将来の信用損失の予測(金融商品の未払期間が長くなればなるほど、借手に不利な影響を与える別の事象が発生する可能性が高くなる)
- 金利の譲歩など、特定の譲歩の価値の測定
- TDR が、借手の「再建」を支援し、再建しなければ発生したであろう損失を最小化する見込み

IFRS には、US GAAP にあるような不良債権の再編成に類似する概念がありません。IFRS の下で、企業は、債務不履行の貸付金の条件変更が全体的な回収金額を最大化するために行われるものである限り、契約上の満期を超えて見積もりを行います。したがって、見込まれる条件変更で金融商品の契約上の満期の延長が含まれる場合でも、ECL の見積もりには、当該条件変更から見込まれる更新後の期待キャッシュ・フローが含まれます。

US GAAP

債権者は、負債の借換えまたは再編成が、TDR か、条件変更か、または新たな貸付金かを決定しなければなりません。

信用損失の見積もり期間には、合理的に見積もられる不良債権の再編成に関連した延長期間を含めなければなりません。その他の条件変更または延長を含みません(ただし、その他の条件変更または延長が借手によって実行可能であり、貸手がそれらを実行する条件に拒否できない場合を除きます)。

TDR において、報告企業は、付与した特定の譲歩(金利譲歩など)を CECL の見積もりを含めなければなりません。最近 FASB は、いくつかの状況において、これは DCF モデルの使用を要求することがあることに留意しました。使用される割引率は、債務の当初の実効金利であり、再編成契約の中で決められた金利を用いるべきではありません。

また、FASB は最近、貸付金資産について、(TDR が実行される前の時点で) TDR で再編成される合理的な見込みが個別に識別された場合に、過去の損失に関する情報にまだ含まれていない TDR の影響を計上しなければならないと結論付けました。

IFRS

債権者は、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの条件変更が、既存の金融商品の条件変更または認識の中止をもたらすか否かを決定しなければなりません。条件変更された資産は、信用リスクの著しい増大が発生しているか否かを決定するために、他の金融商品と同じ方法で評価する必要があります。金融リスクの著しい増大が発生していない場合、損失引当金は、12 か月の ECL で測定しなければなりません。

予想信用損失の測定にあたり検討する期間は、通常、最大契約期間です(クレジットカードなど、上記の特定のローン・コミットメントに関するものを除く)。しかし、貸付金の債務不履行時における企業の回収活動から予想されるキャッシュ・フローは、通常、ECL の測定に含めなければなりません。企業が貸付金の債務不履行時に受け取ると見込んでいたキャッシュ・フローは、何ら措置を取らない、貸付金を維持して回収を最大化するためにリストラクチャリングを行う、貸付金を売却する、または貸付金の抵当権を実行して担保を回収するなど、いくつかの異なるシナリオに基づく可能性があります。それらの異なるシナリオは、リストラクチャリングが見込まれる場合のポートフォリオの ECL 測定に織り込まれます。

過去情報へ遡る場合

金融商品のECLの見積りに必要な期間は、報告企業が合理的で裏付け可能な予測を行うことのできる期間を超える場合があります。どちらの基準も、企業が合理的な予測ができないことによりECLをゼロと仮定することは認めていません。

「合理的で裏付け可能な」予測期間を超える期間について、US GAAPのCECLアプローチは、修正されていない過去の損失データに遡ると説明しています。ASC326は、「企業は、合理的で裏付け可能な期間を超える期間について、過去の損失に関する情報を、現行の経済状況または将来の経済状況の見込みに関して調整してはならない」と明示的に述べています。その一方で、IFRSは、「合理的で裏付け可能な」期間を超える期間のECLの見積方法に関して、具体的なガイダンスを示していません。

US GAAPのガイダンスは、信用損失モデルへの一部のインプットまたは見積り全体に関して、過去の損失情報まで遡る場合を説明しています。これは、企業が、ECLモデルで使用されるインプットの一部について合理的で裏付け可能な予測を行うことができるものの、全部はできない状況で、有用となると考えられます。IFRSではこれについて明示的な説明はありません。

US GAAP

企業が合理的で裏付け可能な予測を行うことができる期間を超える期間について、ガイダンスは、金融商品(または金融商品グループ)の契約期間を反映する過去の損失情報に遡ることを説明しています。ガイダンスは、一部のインプットまたは全部の見積りについて遡ることを含め、さまざまな遡及技法を説明しています。

IFRS

基準は、合理的で裏付け可能な予測についての期間を超える期間についてのECLの見積方法を説明していません。事実や状況に応じて異なる方法が容認される可能性があります。

ECLを測定する基礎として、過去データを使用することができます。過去データに反映されていない現在の状況および将来の状況についての予測を反映させるため、ならびに、将来の契約上のキャッシュ・フローに関連しない過去期間の状況による影響を排除するため、データの調整を行わなければなりません。最も合理的で裏付け可能な情報は、場合によっては、未調整の過去情報である可能性があります。これは、過去の情報の性質および算定された時期、当該情報が報告日時点の状況と対応しているかどうかにより依存します。

ECL がゼロとなる場合

US GAAP の CECL モデルの下では、特定の資産(例 米国財務省証券)の返済されない見込みがゼロの場合は、ECL の見積もりが要求されません。一方、IFRS では、企業は常に、信用損失が発生する可能性を考慮することが要求されます。US GAAP および IFRS は原則が異なりますが、実務上の影響は小さい可能性があります。

IFRS の下で、信用リスクの低い資産には異なる実務上の便法があります。この便法は、例えば投資適格の資産に適用されます。そのような資産について、企業は、12か月のECLで減損損失を測定し、信用リスクの著しい増大は発生していないとみなす選択を行うことができます(すなわち、金融資産が投資適格である限り、企業は金融資産を常に「ステージ1」であるとみなすことができる)。

US GAAP

CECL モデルは、通常、信用損失のリスクが極めて低い場合であっても予想信用損失の見積りに信用損失の予想リスクの測定値を含めることを要求しています。しかし、償却原価ベースが支払われない予測がゼロである場合、ECL を見積もる必要はありません。このような状況が多く生じることは見込まれません。財務諸表作成者およびその他の利害関係者は、どのような金融商品がこのような扱いに適格かの議論を続けています。

IFRS

企業は、予想信用損失を測定する場合、信用損失が発生する可能性が非常に低い場合でも信用損失が発生するかもしれないリスクを考慮しなければなりません。

一般モデルに対する例外として、報告日時点で金融商品の信用リスクが低い(例:投資適格)場合、企業は12か月のECLを用いて減損を測定することができます。信用リスクの著しい増大が生じているか否かを評価する必要はありません。この実務上の便法の使用は任意です。実務上の便法の適用に適格となるためには、金融商品が、IFRS 第9号に示されている低い信用リスクの要件を満たさなければなりません。

信用補完

担保

US GAAP および IFRS の両基準に基づき、金融商品と同じ会計単位の一部である担保の影響は、ECL の測定に織り込まれます。差し入れが担保超過の場合であっても、担保の価値の下落を考慮しなければならないため、ECL が生じる可能性はあります。一部の状況においては、US GAAP と IFRS の間に測定上の差異が生じる可能性があります。US GAAP の CECL モデルの下では、抵当権を実行する可能性が高くなった場合に報告日時点の担保価値に基づいて ECL の測定を行うことが要求されます。担保依存金融資産(Collateral-Dependent Financial Assets)については、追加的な一定の状況でこの取り扱いが容認されます。IFRS の下では、担保の価値は常に ECL の確率加重した見積りの中で考慮され、したがって担保価値の下落の可能性を考慮に入れなければなりません。さらに、IFRS は、担保の価値のみに基づく ECL の測定を要求していません。しかし、この差異の実務上の影響は重要でない可能性があります。

同様に、US GAAP は、担保維持要件のある特定の資産について、ECL を、償却原価を担保の公正価値が下回る額として測定することを認めています。IFRS の下での測定は、担保の公正価値が下落した場合に十分に補填されないリスクを反映します。このため、US GAAP では ECL がゼロとなり、IFRS では少額の ECL が存在する状況が生じる可能性があります。

金融資産が、金融商品の会計単位の一部である担保によって保証されている場合、ECL は、担保が信用損失を減少させる影響を考慮しなければなりません。ECL の見積りは、現在の担保の価値と担保の性質、価値の潜在的な将来の変動および同様の担保で保証された金融資産についての過去の損失情報を考慮しなければなりません。

ASC326 は、以下を含む、担保が差し入れられた金融商品に関するいくつかの具体的な規定を定めています。

- 抵当権を実行する可能性が高いと判断した場合、企業は、貸借対照表日時点の担保の公正価値に基づいて ECL を見積もらなければなりません。
- 借手が重大な財政上の困難に直面しており、担保の使用 (operation) または担保の売却によって貸付金の実質的な返済が見込まれる場合、資産は「担保に依存」していることになります。企業は、担保の公正価値に基づいて (金融資産の返済のために担保を使用する場合)、または売却コストを控除後の担保の公正価値に基づいて (金融資産の返済のために担保を売却する場合)、ECL を見積もることができます。
- 資産に担保維持要件がついている場合、担保の公正価値の変動の結果として、担保金額の継続的な調整が行われます。このような契約において、報告企業は、担保の公正価値を資産の償却原価ベースと比較することによって ECL を見積もることができます。担保維持条項が、償却原価と同額またはそれを上回る金額の担保を継続的に補充し続けることを契約相手に要求する場合、報告企業は、ECL をゼロと判断することができます。

ECL を測定する場合、予想されるキャッシュ不足額の見積りには、担保から期待されるキャッシュ・フローおよびその他の信用補完 (契約条件の一部であり、企業が個別に認識していないもの) を反映しなければなりません。

担保付の金融商品に予想されるキャッシュ不足額の見積りには、担保の抵当権実行から見込まれるキャッシュ・フローの金額およびタイミングを反映させます。担保獲得および売却に掛かるコストは差し引きます。これは、抵当権を実行する可能性が高いか否かに関係ありません (すなわち、予想キャッシュ・フローの見積りでは、抵当権を実行する確率と、その結果生じるキャッシュ・フローを考慮します)。

IFRS では、担保維持条項がついている資産に対して実務上の便法がありません。信用損失の発生可能性は、確率加重平均に基づいて考慮しなければなりません。これは、担保が差し入れられている貸付金について、担保が補充される前に、借手が債務不履行に陥る可能性を考慮しなければならないことを意味します。十分な超過担保が差し入れられている貸付金については、ECL は少額になる可能性があります。

保有している保証

保証の保有者について、保証対象となっている資産の ECL 測定の中に、保証によって生じるキャッシュ・フローを含めることができるかどうかの判定要件は、両基準で異なっています。US GAAP では、ECL を決定する場合、貸付金資産の組成時または購入時に組み込まれた信用補完のみを考慮します。独立した保証から生じるキャッシュ・フローは ECL の見積りにおいて考慮されません。IFRS の下では、ECL の見積りに保証を含めるかどうかは、保有者が保証を関連資産と不可分とみなすか、またそれを個別に会計処理するかによって決まります。この判定には判断が求められます。例えば、貸付金の開始時に独立した保証を入手した場合、信用補完は貸付金資産と不可分とみなされる可能性があります。そのような保証は、IFRS では ECL の見積りに含めることができますが、US GAAP の下では含めることはできません。当初認識日時点で契約上別の保証を購入したという事実は、US GAAP において、貸付金に係る信用損失引当金をまとめて測定するために十分とは言えません。

US GAAP

保証または保険契約などの信用補完が貸付契約の一部である場合、予想信用損失の見積りにおいてそれらを考慮しなければなりません。独立の契約であるとみなされる信用補完は、ECL の見積りにおいて考慮されません。保証対象の資産と別に締結された保証、または資産と同時に締結されたものの、法的に分離可能であり独立して行使可能な保証は、個別に会計処理しなければなりません。

IFRS

予想されるキャッシュ不足額の見積りには、担保から見込まれるキャッシュ・フロー、および契約条件の一部または不可分で企業によって個別に認識されないその他の信用補完から見込まれるキャッシュ・フローを反映しなければなりません。

保証対象の貸付金の当初認識日時点で金融保証を獲得した場合、保証から生じるキャッシュ・フローは、企業がその状況で保証を貸付金と不可分とみなす場合には、金融資産の引当金の測定に含めることができます。

発行した保証

特定の保証は、減損に関するガイダンスの範囲に含まれており、ECL の見積もりが要求されます。両基準のフレームワークに基づき、発行した保証は通常、当初認識時に公正価値で測定されます。当初の債務は保証期間にわたって収益として事後的に認識されます。関連する ECL の測定は、両基準の間で異なります。US GAAP の下では、引当金は保証債務の金額にかかわらず認識されますが、IFRS の下では引当金は、保証債務を超える範囲までに限り認識されます。

保証の会計処理には 2 つの基準の下でもう 1 つの別の差異があります。US GAAP では、金融保証は公正価値オプションに適合です。公正価値オプションを選択する場合、その保証は FVTPL で測定され、したがって減損の要求事項は適用されません。IFRS では、限定的な状況に限り、金融保証を FVTPL に指定できません(その他の金融商品の公正価値オプションに類似)。

US GAAP

ASC326-20 の適用範囲に含まれる保証について予想信用損失が測定され、当該保証の当初の公正価値を考慮せずに会計処理されます。

IFRS

当初認識後、金融保証契約の発行企業は、(1) 損失評価引当金の金額、および(2) 当初認識した金額から IFRS 第 15 号の原則に従って認識した収益の累積額を(適切な場合に)控除した金額、のいずれか高い方で事後的に測定します(ただし、保証が FVTPL に指定されている場合、または金融資産が認識中止の要件を満たさない時に生じる場合を除く)。

公正価値ヘッジの修正

両フレームワークの下で、公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象として適格な資産(例えば、金利リスクへのエクスポージャーに対してヘッジされた固定金利の貸付金)の帳簿価額は、ヘッジ対象のリスクの変動に起因する公正価値の変動の修正を含みます。US GAAP は、ECL を、公正価値ヘッジ会計の修正を含む償却原価に基づいて測定するよう、明示的に要求しています。IFRS はこの点について明示していません。

US GAAP

損失引当金は、公正価値ヘッジ会計の修正を含む、金融資産の償却原価に基づいて決定されます(すべてのプレミアム、ディスカウント等と同様)。

IFRS

明示的なガイダンスはありません。

PwC の見解では、公正価値ヘッジのヘッジ対象として適格な資産の ECL の測定について、ヘッジ開始後の資産の償却原価は、公正価値の修正が償却され EIR を調整するまで、公正価値の修正を考慮する必要はありません。これは、(1) ヘッジ会計の終了時、または、(2) 貸付金の保有者が公正価値ヘッジの調整の償却開始を選択した時、のいずれか早い方に基づきます。

直接償却および債務不履行

資産の直接償却を行う時期を描写する US GAAP と IFRS の文言は原則的に類似していますが、用語は異なります。銀行業界において、資産の直接償却のタイミングは、規制上のガイダンスに大きく影響を受けます。そのため、規制上の解釈によって実務上、差異が生じる可能性があります。

IFRS では、資産が 90 日期日経過した場合には債務不履行が生じているという反証可能な推定が存在します。IFRS の下での債務不履行の概念は、金融資産がステージ 1、ステージ 2、またはステージ 3 のどこにあるかの決定に関連します。US GAAP は債務不履行を定義していません。

US GAAP

報告企業は、金融資産(またはその一部)の直接償却を、金融資産(またはその一部)が回収不能であるという判断を行った期間に行うよう要求されます。これは通常、貸付金の残高を回収する商業的に合理的なあらゆる手段が尽きた場合に発生します。

債務不履行の明示的な定義はありません。

IFRS

IFRS 第 9 号は、企業が金融資産を回収する合理的な見込みがない場合、金融資産の総額での帳簿価額(の全額またはその一部)を減額することを要求しています。

企業は、関連する金融商品の内部的な信用リスク管理目的のために使用する定義と整合する債務不履行の定義を適用して、適切な場合は、定性的指標(例えば、財務制限条項)を考慮することができます。しかし、債務不履行は、金融商品の 90 日の期日超過よりも後には発生しない、という反証可能な推定が存在します。ただし企業が、それよりも遅い債務不履行の要件が適切であることを示す合理的で裏付け可能な情報を有している場合には、この限りではありません。

営業債権および契約資産への適用

営業債権および契約資産は、両基準のフレームワークの新しい減損ガイダンスの適用範囲に含まれます。金融機関以外の企業は、新ガイダンスの要求事項を適用し、両フレームワークの下で債権に係る初日 (day 1) の減損損失を認識する必要があります。減損は、将来予測的な情報に基づいていなければならないため、PwC では、両フレームワークの新しい減損ガイダンスが、企業に対して、現在有していない情報を収集し、営業債権の減損に関連する現行プロセスや統制の変更を行うことを要求する可能性があると考えています。

営業債権、契約資産およびリース債権に関する IFRS の運用上の単純化は、IFRS のステージに関連するフレームワーク間の主要な差異を削減する可能性があります。また、その他の差異 (担保に関する差異など) にも、状況によっては関連する可能性があります。

US GAAP

営業債権および契約資産などは、金融商品および資産の一般的モデルの適用範囲に含まれ、初日 (day 1) に信用損失を全額認識することが要求されます。

IFRS

IFRS には、営業債権、契約資産、およびリース債権に関するいくつかの運用上の単純化が含まれています。この単純化は、12 か月間の ECL を算定することや、信用リスクの著しい増大が発生した時期を評価することを不要としています。これは、この単純化が、当初認識時および金融商品の存続期間において、損失評価引当金を全期間 ECL と等しい金額で測定することを許容 (または場合によっては要求) しているためです。

金利の認識パターン

新しい減損基準は、実効金利 (EIR) の決定方法を変更していません。しかし、IFRS 第 9 号は、資産の信用の変化のステージに応じて EIR を適用する金額を指定しています。ステージ 1 とステージ 2 について、金利は、信用損失引当金を無視して、資産の総額での帳簿価額に基づいて算定されます。一方、ステージ 3 について、金利は、引当金控除後の償却原価に基づいて算定されます。ASC326 が直接的に対処しているのは、購入した信用減損 (PCD) 資産の金利収益の認識だけです。その結果、US GAAP の下で、金利収益の認識は引き続き現行ガイダンスおよび非 PCD 資産の実務に基づいて行われ、ECL ガイダンスによって直接影響を受けることはありません。

現行ガイダンスの 2 つのフレームワークの間には金利の認識パターンの差異が存在しており、新基準の発効後もその差異は存在し続けます。そのような差異の 1 つとして、資産を未収利息不計上のステータスに置き、金利の計上 (発生計上または償却を含む) を保留することができる、US GAAP の規定があります。IFRS では未収利息不計上というステータスはありません。

US GAAP

現行の会計基準と同様、新ガイダンスは、企業が金融商品を未収利息不計上のステータスに移動させるべき時期を規定していませんが、未収利息不計上の現行実務の継続を許容する可能性があります。

金利収益の認識は、ASC326 によって導入された変更 (PCD 資産の償却原価ベースに影響を与える) の結果として影響を受けます。新基準は、ASC310-30 の範囲に含まれる、購入した信用減損資産についてこれまで存在していた金利収益モデルを削除しています。

IFRS

金利収益は、実効金利法に基づいて認識されます。ステージ 3 の金融資産を除き、金融資産の総額での帳簿価額に実効金利を適用することによって算定します。ステージ 3 の金融資産については、企業は、その後の報告期間において金融資産の償却原価 (すなわち損失評価引当金を控除後) に実効金利を適用することになります。

PwC の見解

実効金利法の適用に関して、新しいガイダンスによるものではありませんが、2つのフレームワークの間にはこの他にも差異が存在します。例えば、US GAAP の下では EIR の算定は通常、資産の契約期間にわたる契約上のキャッシュ・フローを基礎にします。一方、IFRS の下では通常、資産の予想される存続期間にわたる見積キャッシュ・フロー（将来の信用損失を除外する）に基づきます。この差異やその他の差異は、PwC の出版物 [IFRS and US GAAP: similarities and differences](#)（英語版のみ）のセクション 7.4 で説明しています。

FVOCI で測定される売却可能資産

US GAAP の下で、AFS 負債証券に適用される信用損失モデルは一般的な CECL モデルと異なります。ここでは、AFS 証券について説明します（ASC325-40 が適用される受益者持分を除く）。

US GAAP の AFS 減損ガイダンスの下では、公正価値が償却原価を下回らない限り減損は存在しません。公正価値が償却原価を下回り、企業が当該有価証券を売却する意図がある、または償却原価ベースの回収前に当該有価証券を売却することを要求される可能性が要求されない可能性よりも高い場合、公正価値と償却原価の差異の全額が減損として認識されます。いずれにも該当しない場合、減損は、ASC326-30「金融商品－信用損失：売却可能負債証券」のガイダンスを用いて測定されます。

IFRS 第9号のモデルの下で、FVOCI で測定される負債性金融商品は、一般的な減損モデルが適用されます。したがって、トリガーとなる事象は必要ではなく、12か月の減損損失が当初認識時に計上されます。

両フレームワークの下で、予想信用損失は、純損益に借方計上されます。しかし、US GAAP の下では引当金が認識されますが、一方、IFRS の下では、引当金の金額は OCI に貸方計上されます。

US GAAP では、AFS 有価証券の信用損失の見積もりはキャッシュ・フローの最善の見積もりに基づいて測定しますが、CECL モデルと異なり、割引キャッシュ・フロー・アプローチが要求されます。PwC では、US GAAP でこのような有価証券に単一の最善の見積もりを使用するのかまたは確率加重した測定値を使用するのかの決定は、会計方針の選択と考えています。

IFRS では、一般的なモデルを適用します。そのため企業は、常に、債務不履行の発生リスクを考慮しなければなりません（したがって、単一の最善の見積もりは認められません）。また、US GAAP の信用引当金は、公正価値が償却原価を下回る金額を上限としますが、IFRS ではこの考慮事項はありません。

US GAAP

IFRS

US GAAP には、AFS 有価証券について単独のモデルが存在し、以下のステップを定めています。

- (1) 投資が減損しているとみなされるか(すなわち、公正価値が償却原価を下回っているか)どうかを評価する
- (2) 現行の会計基準と同様、資産が減損している場合、(i) 経営者が売却の意図を有しているか、または、(ii) 償却原価ベースの回復前に減損した有価証券の売却を要求される可能性が要求されない可能性よりも高いかどうかを検討します。これらの要求事項のどちらかを満たす場合、報告企業は、減損損失の全額を純損益に計上し、有価証券の償却原価ベースを修正しなければなりません。
- (3) (2)のどちらの条件にも該当しない場合、有価証券の償却原価を下回る公正価値の下落が「信用に関連している」金額を決定します。貸倒引当金は「信用に関連している」損失のみに要求され、公正価値と償却原価との差異までに限定されます。

回収が見込まれるキャッシュ・フローの現在価値を測定するために、単一の最善の見積りを使用するか、確率加重法を使用するかは、会計方針の選択となります。

IFRS の下では、FVOCI で測定される負債性投資にも、同じ一般的な減損モデルを適用します。

ECL 引当金の変動は、損益計算書で認識しなければなりません。これには、FVOCI カテゴリーに分類される金融資産の引当金の変動も含まれます。しかし、FVOCI で測定される金融資産の引当金それ自体は、FVOCI 剰余金に貸方計上され、貸借対照表の負債(または帳簿価額の総額を減額する評価勘定)としては認識しません。一般的な減損モデルが FVOCI 資産に適用されるため、減損の「トリガー」はありませんが、一般的な 3 ステージモデル(すなわち、当初認識時の 12 か月 ECL、および、信用リスクの著しい増大が生じた場合の全期間の ECL)を使用します。

ECL の測定値は、異なるシナリオの下での期待キャッシュ・フローに基づく確率加重金額でなければなりません。

PwC の見解

2 つのフレームワークの分類に関するガイダンスには差異があるため、このセクションで説明されている 2 つのモデルは必ずしも同じ金融商品の母集団に適用されるわけではありません。US GAAP の下での AFS カテゴリーは、特定の負債証券のみに適用されますが、IFRS の下では、OCI を通じて公正価値で測定する分類は事業モデルやキャッシュ・フローの性質によって決まるため、負債証券に限定されるのではなく、貸付金やその他の負債性金融商品に適用される場合もあります。

また、財務諸表作成者は、追加的な測定上の差異が、その他の会計基準の差異のために生じる可能性があることに留意しなければなりません。例えば、金融商品の外国為替差損益の測定に関して、2 つのフレームワークには差異があります(PwC の「IFRS and US GAAP: similarities and differences」(英語版のみ)のセクション 7.2 および 7.3 をご参照ください)。

「信用悪化が生じた状態で購入した金融資産」(US GAAP) vs. 「購入または組成した信用減損金融資産」(IFRS)

両基準には、購入時点ですでに組成後の信用の悪化が生じている金融商品に関する具体的なガイダンスが含まれています。2つの基準における概念は似ていますが、定義および会計上の取り扱いには差異があります。

US GAAP に基づく信用悪化が生じた状態で購入した(PCD)資産と、IFRS に基づく購入または組成した信用減損(POCI)資産の定義の違いによって、これらのモデルを適用する金融商品の母集団に差異が生じる可能性があります。US GAAP の下では、定義に、「組成以降に重要でないといえない信用の質の悪化」が生じている資産が含まれます。IFRS の下では、当初認識時に信用減損が発生している資産と定義されており、通常、これはUS GAAP よりも信用の悪化が進んでから該当します。

US GAAP の下での PCD 資産は、取得した金融資産に制限されます。IFRS の下での組成された金融資産は、信用減損モデルに従う場合と POCI モデルに従う場合があります(が、これは稀であると見込まれます)。例えば、元の資産の認識中止をもたらす不良債権の実質的な条件変更は、「新たに認識された」負債をもたらす、POCI となる可能性があります。US GAAP の下で、このような性質の実質的な条件変更は、通常、不良債権の再編成(TDR)として会計処理され、当初の資産の継続とみなされ、認識を中止する事象とみなされません。

このような種類の資産の会計処理モデルは、2つのフレームワークの下で異なります。US GAAP の下では、資産のコスト・ベースを、引当金の当初金額を通じて増額します。IFRS の下では、資産の当初認識時に引当金を計上しません。両方のモデルの下で、事後的に信用の改善があれば、金利収益ではなく信用損失の戻入れとして損益計算書上で認識します。ただし、貸借対照表上に、US GAAP は引当金の戻入れによるこのようなキャッシュ・フローの有利な変動を計上しますが、IFRS の下では、当初の見込みと比較した有利な変動については資産の総額での帳簿価額に対する直接の修正として認識します。

PCD/POCI 資産の金利の認識パターンは、通常、2つのフレームワークの下で異なっていますが、差異の金額および性質は、US GAAP の下で引当金の測定について使用される方法(例えば、DCF または割引を行わないアプローチの使用)によっても異なります。通常、US GAAP の下で、PCD 資産の EIR は総額での帳簿価額に適用されますが、IFRS の下での POCI 資産については、償却原価(すなわち、総額での帳簿価額から引当金を控除後の金額)に適用されます。US GAAP の下で、グロスアップされた資産が契約上のキャッシュ・フローまで増価されるのに対し、IFRS の下では、開始時の償却原価が見積キャッシュ・フローまで増加されます。これが、EIR および損益計算書の表示の差異につながる可能性があります。

US GAAP

IFRS

信用悪化が生じた状態で購入した(PCD)資産は、組成以降、「重要でないといえない信用の質の悪化が生じている」資産のことで、

購入または組成した信用減損(POCI)資産は、当初認識時に、重大な財政的困難、債務不履行、およびその他の事象など、「当該金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える1つまたは複数の事象が発生している」資産のことで、

PCD 資産について、投資者は、当初認識時に、購入した資産の予想信用損失を見積ることによって貸倒損失引当金を認識する必要があります。PCD とみなされる金融資産について、企業は、ECL の当初見積りを、当期の純損益を通じて認識してはなりません。取得時に関連する金融資産の償却原価ベースに対する修正(すなわち、貸借対照表におけるグロスアップ)として計上します。同様のグロスアップは、PCD 資産とみなされるAFS金融商品についても計上しなければなりません。すなわち、計上ずみの資産の残高(すなわち、購入価格)と貸倒損失の引当金の両方を、取得時の予想信用損失分、増加しなければなりません。

POCI 金融資産について、企業は、当初認識後の全期間の予想信用損失の累積変動額のみを、損失評価引当金として認識します。

減損利得は、総額での帳簿価額を直接修正して認識します。この修正は、全期間の予想信用損失が、当初認識時の見積キャッシュ・フローに含まれていた予想信用損失の金額よりも少ない場合であっても行います。

PCD 資産の金利収益は、金融商品の償却原価ベース(引当金を含まない)を契約上のキャッシュ・フローまで増加することにより認識しなければなりません。この増価収益は、DCF モデルを用いて見積もった貸倒引当金と、非割引キャッシュ・フローモデルを用いて見積もった貸倒引当金との差額となります。

POCI 資産について、企業は、金融資産の予想継続期間を通じて見積もった(すなわち契約上の金額ではない)将来の現金の支払いまたは受け取りを、償却原価(引当金控除後)まで割り引く率である、信用調整後の EIR を使用しなければなりません。

一部の稀にしか発生しない状況において、条件変更された金融資産が当初認識時に信用減損していることがあります。この場合には、組成した信用損失金融資産として認識しなければなりません。

リース債権

貸手の正味リース投資は、両フレームワーク(US GAAP の下での販売型/直接金融リース、および IFRS の下でのファイナンス・リース)の新しい減損ガイダンスの範囲に含まれます。両フレームワークの下で、無保証残存価値 (URV) は、正味リース投資に含まれます。正味リース投資の減損評価は、金融商品の減損に関するガイダンスに基づいて、全体として行わなければならないか(この場合、URV は、リースから見込まれるその他のキャッシュ・フローと一緒に考慮されることになる)、または URV をリース基準もしくは他の基準のガイダンスに基づいて別途に評価しなければならないかは不明確です。金融商品の減損モデルとその他の減損モデルの間の違いの 1 つとして、リースおよびその他の減損モデルは通常、URV の評価減は認めて、評価増は認めないことがあります。

PwC の見解

両基準ともにこの点を明確にしていなかったため、回答には一定程度の解釈が含まれると、PwC は考えます。US GAAP の下では、正味リース投資は全体として減損基準の適用範囲に含まれる 1 つの会計単位であるという合意が形成されつつあるようです。したがって、URV からの見積キャッシュ・フローは、ECL の測定に含まれることとなります。IFRS の下では、ECL の算定から URV を除外し、別途リース基準に従って減損を評価するという合意が形成されつつあるようです。

US GAAP

貸手の正味リース投資は、減損ガイダンスの範囲に含まれます。DCF 法を用いて正味リース投資の ECL を測定する場合、ASC842 に従い、リース債権の測定に使用する割引率を使用しなければなりません。

ASC842 は、減損について URV の評価方法に関する明確なガイダンスを提供していません。ASC326 を適用する目的上、正味リース投資は、全体として 1 つの会計単位として評価しなければならないと PwC は考えます。販売型または直接金融リースに対する正味投資に係る ECL を測定する場合、貸手は、残りのリース期間中に原資産から生じると見込まれるキャッシュ・フローおよびリース期間終了後に原資産から生じると見込まれるキャッシュ・フローを使用します。

IFRS

貸手の正味リース投資は、減損ガイダンスの範囲に含まれます。IFRS 第 9 号に基づくリース債権の ECL 決定で使用されるキャッシュ・フローおよび割引率は、リース債権の測定で使用されるキャッシュ・フローと整合していなければなりません。

企業は、ファイナンス・リース債権の ECL を測定する際に、一般的モデルを適用するのか、または当初認識時およびリース債権の存続期間において全期間 ECL に等しい金額で損失評価引当金を測定するかについて、会計方針の選択肢があります。

IFRS 第 9 号は、減損について URV の評価方法に関して明示的なガイダンスを提供していません。形成されつつある合意事項としては、IFRS の下で、URV は ECL の算定から除外し、IFRS 第 16 号/IAS 第 17 号「リース」に従って減損について評価しなければならないというものです。

表示および開示

表示

US GAAP は、貸付金について、財政状態計算書の本体で引当金を区分して表示することを要求しており、また、AFS 有価証券については引当金の括弧書きを要求しています。IFRS 第 9 号にはこの定めはありません。

オフバランスのエクスポージャー（ローン・コミットメントおよび保証等）の引当金は、両基準の下で、財政状態計算書上に負債として表示します。しかし、ローン・コミットメント（金融資産）と未使用のコミットメントの両方を含むクレジットカードの与信枠等の金融商品について、IFRS 第 9 号は、US GAAP にはない救済措置を規定しています。すなわち、特定の状況において、資産に係る損失評価引当金と一緒に与信の未使用部分に係る ECL を表示するというものです。

損益計算書の表示について、US GAAP は、DCF アプローチを用いる場合、方針の選択を提供しています（以下の表に掲載）。これが損益計算書の表示に差異をもたらす可能性があります。

US GAAP

IFRS

企業は、貸付金の償却原価ベースから控除した信用損失引当金を、財政状態計算書上で区分表示することが求められます。

IFRS 第 9 号は、財政状態計算書の本体に損失評価引当金を区分表示することを要求していません。IAS 第 1 号第 55 項の一般的な要求事項に従い、このような表示が、項目の規模、性質または機能のため、企業の財政状態の理解と関連している場合、企業は、財政状態計算書の中に追加の表示項目、見出し、および小計を表示しなければなりません。

AFS 有価証券に関連する引当金は括弧書きにより表示しなければなりません。

FVOCI で測定される金融資産については、減損の累積額を OCI に計上し、財政状態計算書には区分表示しません。しかし企業は、損失評価引当金を財務諸表の注記において開示しなければなりません。

すべてのオフバランスのエクスポージャーの引当金は、融資した金額（すなわち、貸付金）の引当金とは区別して負債として認識しなければなりません。

企業は、貸借対照表において、ローン・コミットメントおよび金融保証契約の引当金（すなわち、負債）として、ECL を認識しなければなりません。特定の状況において、リボルビング信用枠の ECL を認識する企業は、当該未融資のコミットメントに係る ECL を、貸付金部分の損失評価引当金と一緒に、貸借対照表上の資産の控除項目（contra-asset）として認識することが認められます。これは、「合算した」引当金が金融資産の総額での帳簿価額を上回らない範囲までとなります。

予想信用損失を見積もるために割引キャッシュ・フロー・アプローチを用いる場合、ある報告期間から翌報告期間までの現在価値のすべての変動を、信用損失費用（または信用損失費用の戻入れ）として報告することができます。別の方法として、企業は、時間の経過に起因する現在価値の変動を金利収益の中に報告することができます。この代替的な表示を選択する場合、金利収益に計上された金額を開示しなければなりません。

IFRS は、損益計算書上で、ステージ 3 にある資産を除き、引当金の金利要素（すなわち、引当金の時間価値部分）とその他の引当金変動の区分を禁止しています。

開示

開示の要求事項は、それぞれの基準で規定されており、両基準には差異があります。特筆すべき1つの差異として、US GAAP では償却原価ベースおよび信用の質の指標を組成年度別に開示することを要求していますが、これはIFRSでは要求されていません。

US GAAP

新ガイダンスは多くの開示を要求しており、その一部は、現行のUS GAAPの要求事項に追加されたものです。例えば、公開企業(public business entities)は、貸出債権および正味リース投資の組成年度別に、それぞれの信用の質の指標に含まれる、償却原価ベースを開示することが要求されています。

IFRS

広範囲な開示(定量的開示および定性的開示)が、ECLおよび信用リスクの悪化や改善の影響から生じる財務諸表上の金額を識別し、その説明を提供するために要求されています。

IAS第1号第125項は、見積りの不確実性の主な要因に関する情報を開示することを企業に求めています。通常、銀行、およびその他の重要な貸付金、リースまたは製品金融契約を有する企業などの報告企業が、そのような開示を行うことが予想されます。

IFRS第9号は、当期中の金融資産の総額での帳簿価額の著しい変動がどのように信用損失引当金の変動に寄与したかを説明するよう企業に要求しています。

発効日および移行措置

US GAAP適用の報告企業について、最も早い発効日は2020年ですが、IFRS第9号は2018年に発効します。US GAAPの下での早期適用は、2018年12月15日より後に開始する事業年度に限定されているため、IFRSの新しいガイダンスが強制適用されてから(2018年)、少なくとも1年の期間があります。

移行措置は、それぞれの基準で規定されています。IFRSには、信用リスクの著しい増大の影響の認識に適用される特定の便宜的な措置がありますが、US GAAPにはそのような便宜は含まれていません。

US GAAP

ASC326は、以下に適用されます。

- SEC提出企業の定義を満たす公開企業(PBE)は、2019年12月15日より後に開始する事業年度および期中報告期間について
- SEC提出企業の定義を満たさないその他のPBEは、2020年12月15日より後に開始する事業年度および期中報告期間について
- 特定の非営利組織および従業員給付制度を含む、その他の全ての事業体は、2020年12月15日より後に開始する事業年度および2021年12月15日より後に開始する事業年度に含まれる期中報告期間について

当ガイダンスの早期適用は、2018年12月15日より後に開始する事業年度および当該事業年度に属する期中報告期間について、すべての企業に認められます。

IFRS

IFRS第9号は、2018年1月1日以降に開始する事業年度より適用されます。欧州委員会は、2016年11月にIFRS第9号を承認しました。

新ガイダンスは、当ガイダンスが発効となる最初の年度の期首現在の期首利益剰余金に累積的影響調整額を計上することによって、すべての未決済の金融商品に修正遡及適用することを要求しています。しかし、これまで ASC310-30 (現行の PCI ガイダンス) に基づいて会計処理されていた PCD 資産、および適用日前に一時的でない減損が認識された負債性有価証券については、ASU の将来に向けての適用が要求されています。移行ガイダンスは、PCD 資産とみなされることになる金融商品について、別の特別の規定を定めています。

IFRS 第 9 号は、遡及的に適用しなければなりません。IFRS 第 9 号には、遡及適用を容易にするためのいくつかの運用上の簡素化が含まれています (例えば、金融商品の当初認識以降に信用損失の著しい増大が生じたか否かの決定に関して)。この簡素化はすべて、適用開始日時点 (企業が IFRS 第 9 号の要求事項を最初に適用する日付) に適用されます。

企業には、過去の期間の比較数値を修正再表示すべきか否かについて選択肢があります。しかし、過去の期間の修正再表示は事後的判断を用いずに行うことが可能な場合のみおよびその場合に限り認められます。企業が過去の期間を修正再表示しない場合、期首の利益剰余金 (または、資本のその他の構成要素) において、新しいモデルによる調整を認識しなければなりません。追加的な開示も要求されます。

お問い合わせ

本資料に関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。

© 2018 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. To access additional content on financial reporting issues, visit www.cfodirect.pwc.com, PwC's online resource for financial executives.